

Why Does Inequality Matter? By Thomas Michael Scanlon.
Oxford University Press: Oxford, 2018. 170pp.

保田幸子

政治哲学において、平等は重要概念の一つであり、近年の議論の中心はそのうちの福利の平等をめぐるものである。M・クレイトンとA・ウィリアムズによれば、こうした議論は、「何の平等か」と「平等か優先性か」に大別される¹。前者について、A・センは、人々がなしえることの集合である潜在能力を厚生や資源に代わる各人の福利の尺度として提唱した²。基本的潜在能力の平等は、そのうちの基本的なものである基本的潜在能力に基づいて追求される。こうしたセンの主張に対して厚生主義者や資源主義者から反論がなされ、厚生・資源・基本的潜在能力のうち、いずれに基づいて福利を測るべきかが議論されることとなった（分配通貨論争）。

また、後者について、D・パーフィットは、平等とは格差をなくすことであるが、従来の平等主義者が目指しているのは福利が低水準の者に対して優先的に利益を与えることであると指摘し³、分配理念としての平等の正当性が問われることとなった。以来、平等を分配上の一理念として位置づけた上で、優先性や十分性を含めていずれの理念に基づき分配するべきかが争われている（平等理念論争）。このように、平等の重要性は広く共有されている一方で、いかなる平等を追求するべきかについては数多くの

異論がある。

関係的平等は、こうした福利の平等の有力な代替案であり、T・M・スキャンロンの著書である本書は、このアプローチに基づき平等を論じている。関係的アプローチは人々の関係に着目し、それが対等な状態を平等と考える。本書は、関係的観点から不平等への異議を五つ挙げた上で、二つの不平等容認論への批判を展開している。本稿では不平等への五つの異議を中心にスキャンロンの議論の意義を考えたい。

不平等への異議として第一に挙げられているのは、人々に対する統治機構の配慮に基づくものである（第2章）。いま、窃盗の罪を犯した高所得者Aと低所得者Bがおり、両者は所得以外の事由は等しいと仮定する。それにもかかわらず、司法機関が低所得者であるBより高所得者であるAを優遇した判決を下した場合、両者は等しく配慮されているとはいいがたく、平等は損なわれている。しかし、等しい配慮がかならずしも平等な結果をもたらすとはかぎらない。先の例において、司法機関がAとBの所得を理由に異なった扱いをするのは両者の関係を不平等にしているといえるが、正当な事由がある場合は等しい配慮が不平等な結果を招くこともある。たとえば、Aは初犯であるがBはそうでなかった場合などである。この

-
- 1 Clayton, M., & Williams, A. (2000). Some Questions for Egalitarians., in: Clayton, M., & Williams, A. (eds.). *The Ideal of Equality*. Palgrave Macmillan: London. 1-15.
 - 2 Sen, A. (1979). Equality of What?., in: *The Tanner Lecture on Human Values*, 1. Cambridge University Press: Cambridge. 195-220. (大庭健・川本隆史訳, 1989, 「何の平等か?」『合理的な愚か者』勁草書房, 225-262.)
 - 3 Parfit, D. (1997). Equality and Priority. *Ratio*, 10(3), 202-221.

場合、AとBは所得ではなく犯歴の違いにより量刑が異なる。

第二の不平等への異議として人々の地位に基づくものが挙げられる(第3章)。すなわち、ジェンダー、肌の色、経済的不平等などにより、人々が財、権利などへのアクセスを制限される場合がある。先の例の設定を少し変えて、Aが男性でBが女性と仮定しよう。この場合、Bが女性であるゆえに弁護士を選任することができないのであれば、それは不平等である。くわえて、Bは財や権利へのアクセスが制限されるだけでなく、差別的な扱いにより劣った存在とみなされるので、AとBの対等な関係は損なわれるだろう。

不平等の異議として第三に挙げられているのは機会である(第4章、第5章)。機会の不均衡によってもたらされる結果の不平等が望ましいか否かは三つの側面から問われる。第一に、こうした不平等は制度的に正当化されなければならない。たとえば、最初の例において、高所得者Aはなんらかの才能を持っているので高い地位や報酬を得ていたとする。この際、経済的効率性などの正当な理由がなくAが高報酬を得ているのであれば、公正な機会が成立していないのでAとBの結果の不平等は認められない。さらに、第二に、高い地位や報酬が正当な手続きを経て与えられている必要がある。第三に、実質的な機会が保障されていなければならない。たとえば、低所得者Bは十分な教育を受けていないため能力が足りずに仕事を得ることができない場合、Bの実質的な機会は十分に達成されていないので、その結果として生じる不平等は正当化されない。

第四の不平等への異議は政治的公正性に基づくものである(第6章)。富裕層はそうでない人々より政治的プロセスに影響を及ぼし、彼らに有利な政治的意思決定を下すことができる。また、不平等への異議として最後に挙げられるのは、所得によるものである。すなわち、極端

な所得の不均衡がそのほかの平等を脅かすというものである(第9章)。こうした不平等に反対する理由に加え、本書は不平等を容認する議論への反論をおこなっている。具体的には、各人の所有権に基づく容認論(第7章)と功績に基づく容認論(第8章)に対して、批判的に検討している。

以上の構成を持つ本書は、関係の不均衡が招く容認しがたい不平等について多角的に論じているように様々な意義を備えているが、本稿では議論の焦点を関係的アプローチから不平等をとらえるという点に絞りたい。近年の平等論は、福利の分配に焦点を絞り理論の精緻化が進んできたが、こうした傾向への批判として関係的アプローチに基づく平等論が展開されている。

冒頭で述べたように、近年の平等論は分配通貨や分配理念といった論点を中心である。分配通貨論争においては、人々の福利をいかなる尺度で測るべきかが争われ、分配理念論争においては、その上で、公正な分配とは平等に分配されている状態か否かが問われている。これらの議論には、人々の福利はなんらかの基準で計測可能であり、人々の福利状態が望ましくない場合には分配により解消されるという想定があると思われる。

その一方で、こうした分配を中心として平等論に対して、人々が対等な関係を築いている状態を平等ととらえようとするパラダイムが生じている。関係的平等は、平等を分配により達成される状態ではなく、人々の関係の対等化により達成される状態と考えるので、平等の分配的解釈には批判的である。Z・ステンブロウツカによれば、平等の関係的解釈は社会的地位や友情などの他者との関係による関係的財(relational goods)に着目する⁴。そのため、関係的平等は、分配通貨で論じられる厚生や資源では真に平等化するべき関係的財のとらえることができず、分配通貨論争は平等論を財の分配という範囲に狭めてしまっていると考える。

4 Stemplowska, Z. (2011). Responsibility and Respect, in: Knight, C., & Stemplowska, Z. (eds.). *Responsibility and Distributive Justice*. Oxford University Press: Oxford. 115-135.

もともと、こうした論争の契機である J・ロールズの『正義論』やセンの論文「何の平等か」における議論は、分配を含む広い観点から平等をとらえようとしていた。しかし、議論の精緻化に伴い、福利の望ましい分配状態としての平等に焦点が絞られてきた。スキャンロンによる本書は、関係の平等からの分配的正義論への異議申し立てという今日の学術的状况において、関係のアプローチから不平等のいかなる点か問題なのかを明らかにしている。

さらに、スキャンロンは同じく関係の平等を提唱する論者の一人である E・アンダーソンとは立場を異にしているように思われる。すなわち、アンダーソンの平等の構想では、各人は平等な社会関係を築くのに十分な程度、潜在能力が保障される⁵。しかし、この立場は、分配的平等論の枠組みで主張可能であるとの批判に脆弱であると考えられる。関係の平等論者によれば、本来、平等は人々の対等な関係で達成されるものであるにもかかわらず、従来の分配的正義論の多くは非関係的財の平等のみを追求している。だが、たとえば、ロールズの正義論のように、自尊心の社会的基礎の概念を資源とみなすことで、資源主義も関係的財の不平等を解消で

きると応答可能である。より深刻な批判として、アンダーソンの平等の構想は、分配通貨として基本的潜在能力、分配理念として十分主義を採用することで、関係的財を考慮しているにすぎないとの指摘もなされる。この場合、平等の分配的解釈に対する関係的平等の異議自体が説得的でなくなる。こうした批判は、アンダーソンが関係的財を特定の尺度で計測可能なものと平等を構想していることに起因すると思われる。

それに対して、スキャンロンは、関係的平等が損なわれる五つの要因をそれぞれ論じるというアプローチを採用し、関係の不均衡によりいかに不平等が生じるかに焦点を絞り論じている。これにより、本書は、従来の関係的平等に対する分配的正義論からの批判を免れている。平等の分配的解釈の精緻化とそれに対する関係的平等からの批判という対立構造のなか、本書は関係的不平等がなぜ問題であるのかについてコンパクトに論じた良書である。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 17K13322 の助成を受けたものです。

5 Anderson, E. S. (1999). What is the Point of Equality?. *Ethics*, 109(2), 287-337.